

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

1

No.247 | Jan. 2022

経営者のミカタ

所得拡大
促進税制とは
— 中小企業向け —

ぶらぶら
徳田理事長と行く



新春スペシャル

心安らぐ、
お写経
の巻

〈社長の履歴書〉

仙台伊澤家勝山酒造株式会社 伊澤平藏氏

〈労務のみらい〉

マイナンバーカードを作る

メリットとは？

〈相続のあれこれ〉

無償の愛にもお金がかかる？

再び帰ってきた
「ぶらトク」



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

新年おめでとうございます

旧年中は大変お世話になり誠にありがとうございます

本年も何卒よろしくお願い申し上げます

終息するかと思ったコロナも昨年はさらに猛威をふるい、ほぼ一年を通してコロナに振り回されました。現在は、徐々に落ち着き始めてはいるものの、コロナをきっかけとしたおカネの変化、仕事の変化、生活習慣の変化、そして意識の変化等々、さまざまところで「元通り」にならない状況になりつつあります。

お客さまが戻らない、値上げができない、従業員が採用できないなど、事業の安定や成長を脅かすたくさんの要因があり、まさに「fasten your seatbelt」(シートベルトをお締め下さい)の時代になったように思います。

あらためて乱気流に備えた心構えと準備が必要な年かもしれませんし、こんな時こそ、「初心」「基本」「原点」といったキーワードが見直されるのかもしれません。

今年もお客さまに「選ばれる」存在であり続けるために、お客さまのご要望にお応えする最高のサービスを心掛けてまいります。

2022年 皆さまにとって素敵な一年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

2022年 新春
辻・本郷 税理士法人
理事長 徳田孝司



新春スペシャル

ぶらぶら徳田理事長と行く

再び帰ってきた「ぶらトク」

心安らぐ、お写経の巻

いよいよ、2022年が始まりました。コロナ禍での2回目の年明けです。新型コロナウイルスの感染は落ち着いてきた印象はありますが、「第6波」の不安も残ります。今回は新年スペシャルとしてスコープの人気企画「ぶらトク」が復活。不安を取り除くためにも、心に安らぎを届ける「お写経」を体験することになりました。心にゆとり溢れる1年となりますように。今年もよろしくお願いいたします。

2022年の抱負を語っていただきました。

お写経体験に参加したのは、このお二人

健康第一です。今年1年、健やかに過ごしていきたいです。



法人ソリューショングループ
マネージャー 税理士
川崎夏生

スキルを高めてステップアップにつながる1年になりたいです。



HR室
コンサルタント 社会保険労務士
坂本さやか

再び帰ってきた「ぶらトク」

心安らぐ、 お写経の巻

久しぶりの
ぶらトク!



理事長と一緒に
お写経体験をしたのは、
川崎夏生さんと坂本さやかさん。
3人とも初めてのお写経です。
訪れたのは法相宗大本山 薬師寺東京別院。
緊張した面持ちで臨む3人ですが、
心に安らぎは訪れたのでしょうか?

01 まず説明を受ける



お写経の目的や手順などの
レクチャーを受けます。
そして入堂。お香を跨いで
体を清めます。



お写経とは

お写経とは、文字通りお経の文字を書き写すことです。お写経が一般の方も体験できるようになったのは1968年以降になります。老朽化が進んだ奈良の薬師寺のお堂復興のために、一般の方にお写経をしていただき、その納経料を復興費用に充てたことが始まり。当時は、お写経という言葉も文化も一般には普及していなかったそうです。

薬師寺東京別院では主に般若心経がお写経に使われています。書かれたお写経はすべて薬師寺の納経蔵にて永代供養されます。現在、永代供養されているお写経は850万巻にもものぼり、お一人で3,000巻も書かれている人もいます。



ご説明していただいたのは薬師寺
東京別院主事の根来穆道さん。
とても親切に分かりやすく説明い
たきました。

取材協力:法相宗 総本山 薬師寺 東京別院
〒141-0022 東京都品川区東五反田5丁目15番17号
<https://yakushiji.or.jp/tokyo/>
【お写経体験】◎時間:9:00~17:00 ◎予約:不要
◎持ち物:不要 ◎問合せ:03-3443-1620

02 そしてお写経をする

お手本の上に用紙を重ねて、文字
をなぞるように書いていきます。落
ち着いてゆったりとした、自分と向
き合う時間です。

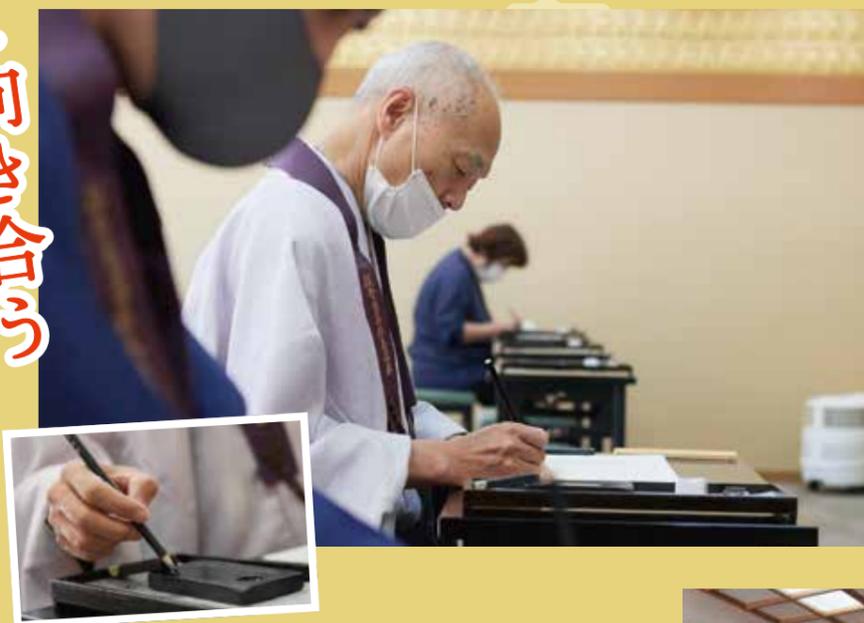


墨の濃さって
これくらいで
いいかしら?

最初は緊張していましたが
いつの間にか書くことに
集中していました。
筆で書く感覚が楽しかったです。

スマホもPCもない
静かな環境で自分に向き合う
時間はとても新鮮でした。
心が落ち着きました。

自分と向き合う



…集中

完成!!



1時間ほど静かな
空間で集中しまし
た。慣れない作業
でしたので意外と
疲れしました(笑)

03 最後に納経

書き終わったら写経用紙を
佛前に納めます。



安らぎ度
☆☆☆
自分と向き合う度
☆☆☆☆
すっきり度
☆☆☆



社長の履歴書

22

President's Resume



海外で評価を高める

創業330年の蔵元。

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、330年以上の歴史を誇る仙台伊達家御用蔵、仙台伊澤家勝山酒造株式会社の代表取締役社長 伊澤平蔵さん。経営者としての歩みの一端をご覧ください。

仙台伊澤家勝山酒造株式会社
代表取締役 社長

伊澤平蔵氏

仙台を代表する 銘酒醸造蔵元

元禄年間(1688年)の創業以来、仙台を代表する銘酒醸造蔵元として330年を超える歴史を築いてきた仙台伊澤家勝山酒造株式会社。代表取締役社長は12代目の蔵元、伊澤平蔵さん。宮城県で現存する唯一の伊達家御用蔵として、伊達的美食文化を守り、日本酒の素晴らしさを世界に発信してきました。1970~80年代にかけて日本酒の需要が減少する中、同社は高級酒醸造へと路線を変更。2007年には、高品質な醸造を安定的に進めるために宮城県初となる純米蔵を建設しました。この蔵の建設が経営のターニングポイントと言えます。

納得のいく酒づくりを目指す

伊澤さんが目指したのはつくり手の納得のいく酒づくりです。お客さまが求めるものをつくるのは当たり前。その上で、いかに自分たちが納得のいく品質をつくり出せるか。そのために伊澤さんは生産性を落とすという決断を行います。通常、蔵では1本のタンクを1日で仕込みますが、同社では7日間かけて仕込みます。生産性を1/7まで落としたのです。「とにかく妥

協はしなくなかったのです。いい酒をつくるには手間暇がかかりますが、それらすべてをやり切って、とことん納得のいく酒づくりを目指しました」と伊澤さんは酒づくりにかけた思いを語ります。

また、通年で醸造できる環境を整えることで、無理のない就労が可能な社員制度とし、働き方を今の時代に対応させていきました。さらに、機械化による自動化を推進。検査や分析などは機械に任せ、じっくりと人が向き合っ作業しなければいけないことに多くの時間を割くといった、機械と人の特性を最大限に活かした業務フローを構築しました。

日本文化を 海外に浸透させる

その結果、勝山酒造の純米酒は国内外の数々のコンペティションで受賞し、海外への進出を果たします。現在、同社の売上の海外比率はおよそ25%となっています。業界的には3%程度が一般的といわれていますので、いかに海外で評価されているかが分かります。「海外での売上比率をさらに上



2019 KURA MASTER 世界1位「勝山 伝」(左) / 世界最大規模IWC SAKE2019 世界1位受賞「勝山 蔵」(右)

げたいと考えています。そのためには、アメリカやヨーロッパのライフスタイルに日本食を含めた日本文化を浸透させていく必要があります。ワインを飲むように、日本酒を飲んでいただきたい。今後はそういう活動もこれまで以上に積極的に行っていきます」



伝統を受け継ぎながらも、近代的な設備がならぶ蔵

BIOGRAPHY

- ・1960年 宮城県仙台市出身
- ・1979年 東北学院高等学校卒業
- ・1973年 東北学院大学経済学部卒業
- ・1986年 米国USIU大学院卒 経営組織学修士
- ・1987年 勝山企業株式会社入社 専務取締役就任
- ・2000年 勝山企業株式会社 代表取締役社長就任
- ・2002年 勝山酒造 十二代目蔵元就任
- ・2018年 仙台伊澤家勝山酒造株式会社 代表取締役社長就任

仙台伊澤家勝山酒造株式会社

1688年創業。伊達政宗をはじめとする伊達家に酒を納めていた歴史のある、330年以上続く酒蔵。日本最大市販酒鑑評会 SAKE COMPETITION 2015、2016年日本1位、IWC(インターナショナルワインチャレンジ)2019 SAKE部門世界1位を獲得など、国内外の数々のコンペティション受賞。

<https://www.katsu-yama.com/>
宮城県仙台市泉区福岡字二又25-1
TEL.022-348-2611



経営者のミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

所得拡大促進税制とは — 中小企業向け —



池袋事務所
法人ソリューショングループ
上場・制度会計担当

田中 慧

所得拡大促進税制とは、青色申告法人である中小企業者等(資本金1億円以下の法人等を言います)の、当期の国内雇用者に対する給与が前期比で1.5%以上増加した場合に、支給総額の増加部分の15%相当額(当期の法人税額の20%相当額を限度とします)を当期の法人税額から控除できる制度です。

令和3年度税制改正により使いやすくなりました。適用の有無を判定する際、今までは、当期末まで2年間継続雇用されている国内雇用者に対する給与のみが対象でしたが、継続雇用要件がなくなり、すべての国内雇用者に対する給与が対象になりました。

(注)令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に開始する事業年度が対象です。

「国内雇用者」の範囲	
該当する者	・アルバイト・パート・日雇い等を含むすべての国内労働者
該当しない者	・役員とその親族等 ・使用人兼務役員

上乗せ措置

当期の国内雇用者に対する給与が前期比で2.5%以上増加した場合において、次のいずれかを満たすときは、控除割合が10%上乗せされ25%になります。

- ① 当期の教育訓練費の額が前期より10%以上増加していること
- ② 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われることにつき一定の証明がされたものであること

「教育訓練費の額」の範囲	
該当するもの	・外部の研修への参加費用等 ・外部の講師等に支払う報酬 ・教育訓練等で使う外部施設の賃借料等 ・教育訓練等に使うコンテンツ使用料
該当しないもの	・社内研修・社内セミナー費用 ・自社の役員・使用人に支払う報酬 ・教育訓練等で使う自社施設の費用 ・教育訓練等に使うコンテンツ購入費

決算賞与

最後に、決算賞与を支給する会社さまについて言及します。当期末時点で未払の決算賞与について、本制度の適用を受けるためには、以下の要件のすべてを満たす必要がありますので注意してください。

- ① 当期末までに支給額を各人別に、同時期に支給を受ける者すべてに通知していること
- ② 当期末までに、支給額を費用又は損失として経理していること
- ③ 翌期首から1月以内に通知額を支給対象者全員に支給すること

税金のはなし

毎月2回更新! 辻・本郷のYouTubeチャンネルでのお勧め動画を厳選してご紹介。



今月の
テーマの
動画は
こちらから!



意外な落とし穴!?

空き家3千万円控除の注意点

新年がスタートして確定申告の時期が近づいてきました。相続または遺贈により取得した被相続人の居住用財産(空き家)を売った際に適用できる可能性がある空き家の3千万円控除について、特例の適用を受けるためにはいくつかの要件があり、中でも特例の適用ができなくなる注意すべき点をご紹介します。

まず譲渡所得の計算は、売却代金から取得費(建物は減価償却後)と譲渡経費を引いた儲けに対して行いますが、空き家の特例が適用できる場合はそこから3千万円を引いた金額が税金計算の基となる所得となります。
注意点① 亡くなられた被相続人が相続開始の直前まで一人で居住していたことが要件となりますので、他に同居されていた方がいらした場合は適用できません。
注意点② 家屋を取り壊してから、あるいは一定の耐震基準を満たしてから売却をする必要があり、多くのケー

スでは取り壊してから売却するかと思います。その際にご自身で取り壊しをせず、購入した方が取り壊しをする場合は適用できません。

注意点③ 売却代金が1億円以下であることという要件がありますが、例えば兄弟2人で分割して自宅の土地と家屋を相続し、それぞれ1億円以下で売却したとしても、判定するのは売却した合計金額となりますので、合計で1億円を超えてしまうと適用ができなくなります。合計されるのは相続の時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に売却した分という規定ですので、年をまたぐなど売却の時期にズレがある場合は特に注意が必要です。

他にも細かい要件がありますので、特例の適用の際には事前にご確認ください。

今月の動画のポイント!

- 空き家の3千万円控除の要件
- 要件判定の注意点
- 注意が必要な添付書類

山口 拓也

シニアパートナー
税理士

辻・本郷の
YouTubeチャンネルを担当



辻・本郷 税理士法人
YouTubeチャンネルの
視聴・登録はコチラ



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 蔵原 淳一]



マイナンバーカードを作る メリットとは？

政府が新型コロナウイルス感染対策の経済対策として、マイナンバーカード保有者へ最大2万円のポイント付与を行う方針を発表しました。これを機に、マイナンバーカードを作ろうと思っている方も多いのではないのでしょうか。

今回はマイナンバーカードを作るメリットを社会保険と税金に関してご紹介いたします。

1. 社会保険

マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が2021年10月20日から始まりました。マイナンバーカードを利用することで、オンラインによる本人確認と保険資格の確認を行うことができるようになり、次のようなメリットがあります。

- ① 就職、転職、引っ越しをしても健康保険証としてずっと使うことができます。
- ② 限度額認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ③ 本人の同意のもと、医療機関にご自身の服薬情報や特定健診情報を共有することができます。

2. 税金

2020年の年末調整から各種控除証明書を電子データで提出することが可能になりました。年末調整にマイナンバーカードを利用することで次のようなメリットがあります。

・「マイナポータル連携」によるデータの一括取得 及び年末調整用ソフトへの自動入力

「マイナポータル連携」とは、マイナンバーカード保有者が利用できるオンラインサービス「マイナポータル」を経由して控除証明書等のデータを一括取得し、年末調整の該当項目へ自動入力する機能です。

これにより年末調整申告書類への記入・控除額の計算・書面の提出が不要になり年末調整を簡素化することができます。

上記以外にも生活に密着した様々なサービスが提供されており、今後も利用範囲が拡充していく見込みのため、マイナンバーカードを持つメリットは多いのではないのでしょうか。



あれこれ
相続の
気になる
ちよつと

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長 税理士

無償の愛にもお金がかかる？

1 相談内容

ある地方での個別相談の内容です。

その家は旧家で昔から親戚付き合いが多い家でした。長男は優秀でしたが、仕事のやりすぎで体調を崩してから引きこもりになってしまいました。

体調を壊す前に大きなビルを建てたのですが、仕事を辞めてしまって銀行への返済ができなくなってしまいました。それを見かねた親戚が集まり、皆で助けることになりました。その援助額は数千万円に上るとのことです。借用書はないので贈与で援助したと考えられます。

その長男がもし贈与税が払えなければどうなるかが心配で相談に来られたようです。

2 最終的には誰が贈与税を支払うの？

贈与税は財産をもらった人が払うのが原則です。もし払えなければ、贈与者が連帯納付義務者ということで支払うことになります。

その趣旨は、贈与は相手に無償で財産を渡すので、贈与者と受贈者が特別な関係がなければ考えられないことから、本来の納税義務者と密接な関係がある贈与者に連帯納付義務を課したものです。

その答えを聞いた相談者の第一声は「なんで贈与者が払うことになるのか、納得ができない！」でした。

3 こんな事例も…

ある男性は何年間も付き合っていた年下の女性に1年間で約6千万円の現金贈与をしました。その男性が亡くなった後に贈与税の調査が行われました。受贈者は一時海外に暮らしていて、もらった財産のほとんどが残っていなかったようです。

そこでその男性の相続人に贈与税の連帯納付義務が課されて税務署と争いになった事例がありました。

相続人から見た被相続人であるその男性は、贈与してお金が減少し(失い)、その女性が海外にいてしまい愛も失い(?)、さらに贈与税の連帯義務を課されてしまい又お金を失うという、まさに踏んだり蹴ったりです。

でもその男性の何年間は、恐らく…幸せな時間だったのではないのでしょうか。



社・本郷 税理士法人

オフィスレポート

Vol. 24 新宿ミライナタワー事務所
(法人ソリューショングループ チーム5)

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。

第24回目となる今回は、新宿ミライナタワー事務所内の法人ソリューショングループ チーム5からのレポートです。



法人ソリューショングループは、法人クライアントさまのお悩みを解決(ソリューション)すべく、法人顧問業務を主とする事業承継担当、大規模法人担当、国際担当の部門が、令和元年に統合され、チーム5は、その一角から令和2年10月に発足した新しいチームです。拠点はJR新宿ミライナタワー28階で、新宿駅ミライナタワー改札に直結という好立地です。

現在、チームは12名で、メンバーは税理士、公認会計士、米国公認会計士だけでなく、基本情報技術者、特殊小型船舶操縦士、カラーコーディネーター、チェロ奏者(!)などバラエティーに富んでおり、通常

顧問業務を基本とし、他の専門チームと連携を取りながら、事業承継、上場会社税務、組織再編、アウトバウンド国際税務と、流行りの二刀流どころではなく、三刀流、四刀流でクライアントさまのお役に立てるように日々精進しております。

部門のCredo(信条・行動指針)は、「いつも明るく元気よく」。子どものような表現ですが、逆に大人ゆえ忙しさや悩みでなかなか維持することが難しい「明るく元気」、すなわち健康管理をしっかり行い、クライアントさま、同僚とともに前向きに一生懸命にミッションに取り組むことを我々の使命に業務を行っております。



法人ソリューショングループ チーム5 パートナー

岡田 金也

平成17年9月入社。平成21年8月税理士登録。メーカーの営業から転職。趣味は深夜帰宅時、コンビニで駄菓子の買占めと摂取。休日息子のサッカーの送迎で40キロの自転車走破により、消費していると思いつつも。以前の上司からの評は「大食・大声・大真面目」。

あなたの考える新宿のココが好き

日本最大のターミナル駅、新宿駅

実は新宿駅は、新宿区だけではなく渋谷区にもまたがっており、繁華街、歓楽街、オフィス街への出入口、移動の中継地点として、全国1位の1日駅利用者数220万人(東京駅の2倍以上)を誇るハブターミナルとなっております。また、都庁のお膝元であることから、東京都の行政の要でもあります。JR新宿ミライナタワーは、バスタにも隣接しており、コロナ禍や選挙時期は、人の流れや音で、経済や社会の温度を肌で感じる事ができました。少々ランチが高くつくのが難点ですが…。

② 新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022
東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階



STAFF RECOMMEND



マネージャー主導による部内研修で部内全体のスキルと結束力を向上させます!(湯浅/瀬口)



ミライナから見える新宿御苑やオリエンティックスタジアム。左は御苑からのミライナ。(鈴木/阿部)



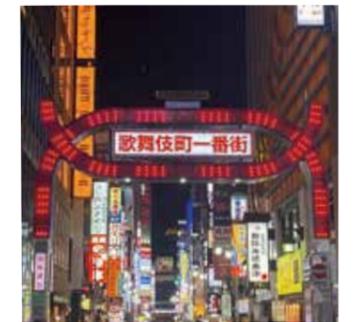
日常業務の疑問や問題点を共有します。カフェテリアは打合せに最適です。(高橋/春山/作山)



「花園神社」は、新宿の総鎮守。11月に大酉祭・酉の市が開催されます。(佐々木/伊佐川)



新宿南口に広がる新宿サザンテラス。美味しいパン屋がそこそこあります。(駒澤/瀬口)



飲食店が立ち並ぶ「新宿歌舞伎町」。コロナ禍前には部門打ち上げを開催しました。(岡田/小向)



#23

生産性向上術

DX=デジタル化? その3

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

前は、「IT化」は手段、DXは「目的」とお話ししました。DXとは、「デジタルトランスフォーメーション」のことで、2004年にスウェーデンのウメオ大学教授のエリック・ストルターマン氏が『Information Technology and The Good Life』という論文の中で提唱したのが起源で、DXを「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」と定義しているんですね。しかし、これは広義的な意味となります。

もっと具体的な話だと分かりやすいかもしれないわ。私たちの身近なところでDXってあるのかしら？

そうですね、日本でも経済産業省が2018年に発表した『DX推進ガイドライン』内で「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義されています。『DX推進ガイドライン』は特にビジネスの中で用いられるDXについて書かれていますね。

私たちの生活に関連するところだと、**スマートフォンの登場**が大きいです。SNSでの新たなコミュニケーション形式や瞬時に情報にアクセスできることなど、ガラケー時代と比べるとガラッと私たちの生活が変わりましたよね。



相談者

なるほど、私の回りでも、スマートフォンなどのモバイルを持っている人が増えたとし、キャッシュレス決済やクラウドサービスを利用する機会が増えたわ。日本の企業も数年前に比べるとかなりDXへの取り組みが進んできていると言えるわね。

そうですね。スマートフォンの普及が大きいですね。また新型コロナウイルスがもたらした影響も大きかったと思います。在宅勤務など人との接触を避ける行動が必要となり、働き方を見直すことによってDX推進を加速させたと感じます。今回は、DX推進の問題点や進め方をお話したいと思います。

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
DXバックオフィス事業部 海老原(えびちゃん)まで
✉ dx-backoffice@ht-tax.or.jp



えびちゃん



えびちゃん



えびちゃん

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)

令和4年度 税制改正セミナー

参加費無料

【視聴可能期間】
2022年1月25日(火)11:30~2月7日(月)17:00

法人向け

令和4年度税制改正(法人課税および周辺項目編)

◎講演時間:約30分
◎講師:辻・本郷 税理士法人 北千住事務所 所長 税理士 羽藤 徹夫

個人向け

令和4年度税制改正(個人課税および周辺項目編)

◎講演時間:約30分
◎講師:辻・本郷 税理士法人 相続・資産承継部 シニアコンサルタント 税理士 井口 麻里子

【安積塾】

参加費: ¥5,000

重大リスクを回避する! 所得税確定申告のポイント

【視聴可能期間】2022年1月6日(木)11:30
~1月12日(水)17:00(講演時間 約90分)
◎講師:辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【相続セミナー】

参加費: ¥3,000

実際にあった債務控除に関する事例3選

【視聴可能期間】2022年1月11日(火)11:30
~1月17日(月)17:00(講演時間 約30分)
◎講師:辻・本郷 税理士法人
船橋事務所 所長兼千葉事務所 所長 税理士 山田 篤士
千葉事務所 相続センター長 税理士 中川 喜和子

失敗を語ろう

参加費無料

マネーフォワードの3000日戦記!

【視聴可能期間】2022年1月12日(水)11:30
~1月18日(火)17:00(講演時間 約80分)
◎講師:株式会社マネーフォワード
代表取締役社長 CEO 辻 庸介 先生
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 代表取締役社長 黒仁田 健
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 鬼澤 英

ハワイキャプティブ保険活用セミナー (第二弾)~キャプティブ設立具体事例~

参加費無料

【視聴可能期間】2022年1月18日(火)11:30
~1月24日(月)17:00(講演時間 約50分)
◎講師:ワランティ ビジネス ジャパン株式会社
代表取締役 内山 範昭 先生

起業家必見! スタートアップM&A

参加費無料

【視聴可能期間】2022年1月20日(木)11:30
~1月26日(水)17:00(講演時間 約50分)
◎講師:株式会社ウェイビー
代表取締役社長 伊藤 健太 先生
辻・本郷 M&Aソリューション株式会社
シニアマネージャー 森永 良

IPOを目指すなら知っておきたい! 労務対応最重要ポイント

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2022年1月27日(木)11:30
~2月2日(水)17:00(講演時間 約60分)
◎講師:辻・本郷 社会保険労務士法人
社会保険労務士 認定IPOプロフェッショナル(SIP) 刈谷 研一

相続セミナー

参加費無料

◎各会場時間共通:セミナー 14:00~/相談会 15:00~
※ご来場いただく会場セミナーとなります。[お申し込み・お問い合わせは各事務所まで](#)

令和4年 税制改正大綱(個人関係)を読む [座談会]

【沖縄】

◎講師:辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
◎会場:沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室
◎詳細:沖縄事務所 098-941-3230

【札幌】

◎講師:辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
◎会場:かでの2・7 510会議室
◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

【新潟】

◎講師:辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也
◎会場:新潟日報メディアシップ ナレッジルームA
◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

【静岡】

◎講師:辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
静岡事務所 相続センター長 税理士 安藤 薫
◎会場:JR静岡駅ビルパルシェ 7階 D会議室
◎詳細:静岡事務所 050-3612-3344

新刊書籍



グループ通算制度の入門

編 著:辻・本郷 税理士法人
発 行:東峰書房
発行日:2021/12/1
定 価:1,980円(税込)

経営の王道を往け 時代を経ても変わらないリーダーの役割

著 者:本郷 孔洋・佐藤 良雄/三坂 輝(取材・構成)
発 行:日本能率協会マネジメントセンター
発行日:2021/12/18
定 価:1,760円(税込)

札幌事務所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

久慈事務所

〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階
TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330

盛岡事務所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央ビル5階
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16 地割31-8
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

新潟事務所

〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8
TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23 高崎タワー21 2階
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドビル雅II 202号
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3 みどりビルディング4階
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE6階
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー18階
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7 西蒲田T・Oビル5階
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー31階
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階
TEL.050-3612-3340

瑞穂事務所

〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎450番地
TEL.042-557-3254 FAX.042-556-0162

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島2-19-12 スカイビル24階
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16
TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9
TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6
TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル13階
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

岐阜事務所

〒500-8842 岐阜県岐阜市金町8-1 フロンティア丸杉ビル5階
TEL.050-3612-3352

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市丸の城町7-7
TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイヤビル6階
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル6階
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210
TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所

〒830-0017 福岡県久留米市日吉町18-13
TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5446

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル)
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

